

事業概要

I. 提案事業の概要	
1. 国名	ミャンマー
2. 事業名	ミャンマーにおける伝統医薬品の製造管理及び品質管理の改善を通じた保健衛生向上事業
3. 事業の背景と必要性	本提案は、現行の草の根技術協力事業「ミャンマーにおける伝統医薬品の品質改善を通じたプライマリーヘルスケア向上事業」（2014-2017年）の継続・発展を目指すものである。ミャンマーでは、これまでの伝統医療政策が未熟であったため、医薬品としての品質の確保についての指針が確立しておらず、偽薬や品質の粗悪な医薬品が出回るなどの問題があり、医薬品の品質確保対策が重要な課題となっている。これまで、先行事業によって、伝統医薬品の製造管理及び品質管理等の基礎となるミャンマー生薬局方が作成されたが、今後はそれらを活用した実際の原料管理、製造管理などの生産システムをも確立していく必要がある。
4. プロジェクト目標	ミャンマーにおける伝統医薬品の品質が確保されるとともに、実情に応じた配置薬システムの改善及び更なる普及啓発により、ミャンマーにおける保健衛生が向上する。
5. 対象地域	ミャンマー
6. 受益者層 (人数規模)	5,141万人（ミャンマー全国民）
7. 活動及び期待されるアウトプット	<p><活動></p> <p>伝統医薬品の製造管理及び品質管理の改善と配置薬システムの信頼性向上及び定着のため、主に以下の活動を行う。</p> <p>1-1 富山大学で伝統医薬品の品質管理等の技術指導を行う。</p> <p>1-2 富山県内製薬企業及び富山県と連携し、伝統医薬品の製造管理等に関する技術指導を行う。</p> <p>1-3 品質に配慮した現地の製造機器を用いた伝統医薬品の生産システムの確立を支援する。</p> <p>2-1 現地でミャンマー保健・スポーツ省の技術者に対する継続的な技術支援を行う。</p> <p>2-2 現地関係機関との連携体制を強化する。</p> <p>3-1 配置薬システムの改善案を提言する。</p> <p>3-2 富山県で配置薬システムに関する研修及びシンポジウムを実施する。</p> <p>3-3 ミャンマーで配置薬システムの普及研修会及びシンポジウムを実施する。</p> <p>4-1 富山県内企業に対し、ミャンマーに進出するための情報や機会を提供する。</p> <p>4-2 富山県内企業とミャンマー企業とのマッチングのための活動を実施する。</p> <p><アウトプット></p> <p>1. 品質に配慮したミャンマーにおける伝統医薬品の生産システムが確立される。</p> <p>2. 伝統医薬品の品質確保対策に関する企画立案・実行ができる人材が育成される。</p> <p>3. ミャンマーにおける配置薬システムの普及および改善が促進される。</p> <p>4. 富山県の「くすりの富山」としての認知度・信頼感が高め、国際展開を検討している本県産業界のミャンマーへの進出や商取引が活発化し、地域の活性化につながる。</p>
8. 実施期間	西暦 2017年 3月 ～ 2020年 3月
9. 事業費概算額	48,283千円
10. 事業の実施体制	日本側：富山大学、ミャンマー側：ミャンマー保健・スポーツ省
II. 応募団体の概要	
1. 団体名 (提案自治体)	富山県
2. 対象国との関係、協力実績	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県は、2011年に、ミャンマー政府研究者を含む世界21カ国から参加があった「薬用植物保護に関するWHO専門家会議」を誘致・開催するなど、伝統医薬品の振興を積極的に行っている。 ・一方、富山大学では2002～2005年、2006～2009年にかけて、JICA事業（技術協力プロジェクト）を通じて専門家を派遣し、伝統医薬品に関する技術指導を行うとともに、2000年及び2001～2004年にかけては、若手研究者を受託研修員として受け入れ、伝統薬の調剤技術研修を行った。 ・また2011年には、同国保健省（当時）の研究者2名を受け入れた技術研修を実施し、20種類の薬用植物の品質基準を記載したミャンマー生薬局方を作成した。 ・2015年～2017年にかけて、JICA事業（草の根技術協力）を通じて、ミャンマーの伝統医薬品に関する技術指導を行うとともに、ミャンマーの伝統医薬品規制当局担当者らを研修員として受け入れ、伝統医薬品の技術研修を行った。

